

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省）

制 度 名	奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の延長		
税 目	所得税・法人税（措法第 1 2 条、第 4 5 条、第 6 8 条の 2 7）		
要 望 の 内 容	<p>離島振興対策実施地域に類する地区としての奄美群島における、製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の用に供する設備に係る特別償却制度（取得価額 2,000 万円超、機械・装置 10/100、建物等 6/100）の適用期間を 1 年間延長する。</p>		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	-	（▲600 百万円の 内数）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>昭和 28 年 12 月に本土復帰した奄美群島は、産業の振興、社会資本の整備等のための諸施策が、国、関係地方公共団体及び地域住民の努力により着実に実施され、各般にわたり相応の成果をあげてきた。しかしながら、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、本土等との間に経済面・生活面での諸格差がまだ残されている。高齢化の進展や若年層を中心とした人口の流出等の社会面の問題も含め、奄美群島の抱える多くの課題に対応するため、民間事業者の奄美群島への設備投資等を促し、地域における雇用の増大等を通じて、奄美群島におけるコミュニティの維持・再生を図る必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>奄美群島の魅力と資源を活用し自立的経済社会構造に転換するため、成長分野である、黒糖焼酎等の「製造業」、さとうきび等の特産物を活かした「農林水産物販売業」、整備された情報通信基盤を活用し地理的・自然的不利性を克服することができる「情報通信サービス業等」の振興を図る必要がある。</p> <p>政策目標である定住人口の減少傾向の改善を図るためには、就業機会の確保、交流人口の拡大、本土並で安定的な所得水準の確保が必要。そのためには成長可能性が高い農業、情報サービス業等を始め、産業振興に資する事業活動を支援する必要がある。よって、本特例措置の適用期間を延長する。</p> <p>仮に本特例の適用期間が延長されなかった場合には本土との経済的格差の拡大や人口流出の一層の加速が見込まれ、地域経済の自立的経済社会構造への転換を阻害することとなる。</p> <p>以上のようなことから、本特例は必要不可欠のものであり、適用期間を延長する必要がある。</p>	
<p>今回の要望に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>○政策評価体系における位置付け</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農村の振興（産業、農村機能）</p> <p>《政策分野》 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p> <p>○食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）</p> <p>3. 農村の振興に関する施策</p> <p>（4）集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p> <p>①農村コミュニティの維持・再生</p> <p>「農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特</p>

に、過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の保全管理上の問題が深刻化している。(中略)このような状況にかんがみ、(中略)農村コミュニティの維持・再生を図るため(中略)の取組を拡大することが求められている」

○奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)

・第1条(目的)

この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展並びにその住民の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

・第6条の5(農林水産業の振興)

国及び地方公共団体は、奄美群島の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

○新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)

第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果

(4)観光立国・地域活性化戦略

～地域資源の活用による地方都市の再生、成長の牽引役としての大都市の再生～

「(前略)離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める」

～農林水産分野の成長産業化～

「(前略)いわゆる6次産業化(生産・加工・流通の一体化等)や農商工連携(中略)等により、農林水産業の川下に広がる潜在需要を発掘し、新たな産業を創出していく」

○「食」に関する将来ビジョン(平成22年12月21日決定)

Ⅱ 政府一体で取り組む10の成長プロジェクトとそこから導かれる地域の将来ビジョン

プロジェクト4「交流」を軸とした農山漁村コミュニティの再生・地域活性化

「(前略)地域住民が主体となり、外部人材を含めた多様な者の参画による農山漁村コミュニティの再生や、新たな集落型ビジネスの創出等の取組による地域活性化を図る」

Ⅲ 今後取り組むべき施策の方向

プロジェクト1 地域資源を活用した6次産業化

(2)6次産業化に向けた研究開発および事業化の推進

「6次産業化に取り組む農林漁業者等に対して事業化に向けた新商品の開発・販路開拓、必要な施設整備等を支援」

		政策の達成目標	<p>奄美群島内の総人口における平成 16 年度から平成 20 年度までの実績値より算出した平均減少率を基に推計した 25 年度末の人口を目標値とする。</p> <p>目標値 奄美群島の総人口 平成 25 年度末 114 千人以上 (平成 20 年度末現在 122 千人)</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	1 年間
		同上の期間中の達成目標	<p>・ 製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の活性化及び雇用機会の拡充を図ることにより、奄美群島の魅力と資源を活用した内発的産業の振興を図り、地域経済社会を自立的経済社会構造に転換する。達成度を定量的かつ端的に示す指標として「総人口」を用いることとする。</p> <p>○奄美群島の総人口 平成 20 年度末 122 千人 → 平成 25 年度末 114 千人</p>
	政策目標の達成状況	<p>前回要望時の目標（過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制）の達成状況については、基準値である「H18 年度末～H20 年度末の年平均人口減少率 1.0%」と比較して、直近（平成 21 年度末～23 年度末）の年平均人口減少率は 1.10%である。</p> <p>この要因として、条件不利地域である奄美群島における顕著な高齢化、乏しい就業機会等による若年層の流出等による地域活力の低下が考えられる。</p>	
	有効性	要望の措置の適用見込み	過去 5 箇年における製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る主な設備投資額（自治体ヒアリング）によると、年平均で 164,976 千円、1 件の適用が見込まれる。
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)		過去 5 箇年の適用事例における効果を見ると、設備投資の結果として 15 人の新規雇用を生んだ事例もある（企業へのアンケート）など、集積地からの外洋遠隔性等の条件不利性を背景として定着・成長が可能な産業が限定的な奄美群島において就業機会の拡充を通じて、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられる。	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし	

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 6,778百万円（H24当初、国費） （定住や二地域間居住、都市との交流を促進し、農山漁村地域の活性化を図るため、各地域が実施する施設整備を中心とした事業に対する支援。）</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>予算上の措置は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うために支援するものである。 それに対して、本特例は、個々の民間事業者の奄美群島への設備投資等を促すインセンティブを与える優遇措置である。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本特例は、民間事業者の初期投資の負担を軽減し、民間事業者に奄美群島への設備投資等を促すインセンティブを与えるための課税の繰り延べであり、奄美群島における民間事業者の進出や地域の産業振興を促進し、雇用の増大等を図る上での確かつ必要最小限の措置であると考えられる。 また、他の手段と比較した場合、 (1) 補助金は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うためのものであり、民間事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものには馴染まないこと、 (2) 融資は、償還期限内に返済することが必要であるなど制約があること から、本特例の方が誘導効果が高く、妥当である。 なお、本制度は、平成10年度に創設されて以来、いくつかの改正を経て今日までに至っているところであるが、経済面での本土との格差が依然存在しており、産業の振興による地域経済社会の自立的経済社会構造への転換を推進するため、引き続き本税制による民間投資促進が必要である。 なお、本制度は、平成10年度に創設されて以来、いくつかの改正を経て今日までに至っているところであるが、経済面での本土との格差が依然存在しており、産業の振興による地域経済社会の自立的経済社会構造への転換を推進するため、引き続き本税制による民間投資促進が必要である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p> <p>適用実績は、H21：1件（2.5百万円）、H22：1件（1.5百万円）、H23：3件（5.5百万円）となっている。 平成24年度においては、過去に特別償却を利用した企業（製造業）が事業規模拡大を図るための施設の新設を予定しており、適用が見込まれている（自治体ヒアリング）。</p> <p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p> <p>過去5箇年の適用事例における効果をみると、設備投資の結果として15人の新規雇用を生んだ事例もある（企業へのアンケート）など、集積地からの外洋遠隔性等の条件不利性を背景として定着・成長が可能な産業が限定的な奄美群島において就業機会の拡充を図る上で大きく貢献している。</p> <p>前回要望時の達成目標</p> <p>過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制 （基準値：H18年度末～H20年度末の年平均人口減少率1.0%）</p>	

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>基準値である H18 年度末～H20 年度末の年平均人口減少率 1.0%と比較して、直近（平成 21 年度末～23 年度末）の年平均人口減少率は 1.10 %である。 この要因として、条件不利地域である奄美群島における顕著な高齢化、乏しい就業機会等による若年層の流出等による地域活力の低下が考えられる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 10 年度 創設（機械等 13/100 建物等 8/100 2,300 万円超）  平成 11 年度 適用期限の 2 年延長（機械等 12/100 建物等 7/100）  平成 12 年度 拡充（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加）  平成 13 年度 適用期限の 3 年延長  （機械等 11/100 建物等 7/100 2,500 万円超）  平成 16 年度 適用期限の 2 年延長  " 拡充（離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加）  " 除外（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外）  平成 17 年度 離島振興対策実施地域に類する地区における特別償却率の引下げ（機械等 10/100 建物等 6/100）  平成 18 年度 適用期限の 1 年延長  平成 19 年度 適用期限の 2 年延長  " 取得価格要件の引き下げ（2,500 万円超→2,000 万円超）  平成 21 年度 適用期限の 2 年延長  離島振興対策実施地域に類する地区における情報通信産業等を追加（機械等 10/100 建物等 6/100）  平成 23 年度 適用期限の 2 年延長  " 除外（過疎に類する地区における旅館業を除外）</p>	